

件 名

埼玉県生涯学習推進指針の改定について

提案理由

埼玉県生涯学習推進指針を別紙のとおり改定したいので審議願います。

概 要

1 改定の趣旨

平成25年に生涯学習推進指針を策定したが、新型コロナウイルス感染症の流行やデジタル技術の急速な進展など、社会を取り巻く環境も大きく変化している。

そこで、誰もが自分らしく学ぶことができる生涯学習社会の実現を目指して、指針を改定する。

2 改定後の指針の概要

個人の豊かな生活の実現と、多様な地域社会の共創につながるための支援の在り方として、「人づくりを支える」、「つながりづくりを支える」、「地域づくりを支える」の三つを指針の柱とし、その下に掲げる方策の実現に努める。

柱1 人づくりを支える

- ア 学びへのチャレンジを支援
- イ 多様な学びの環境づくり
- ウ デジタル社会に対応できる人づくり

柱2 つながりづくりを支える

- ア 仲間づくりの機会の提供
- イ 交流機会の創出
- ウ 充実した時間がつながる（継続する）人生の実現

柱3 地域づくりを支える

- ア 学んだ成果を生かす機会の提供
- イ 地域課題の解決
- ウ 地域で活躍する人材の育成

埼玉県生涯学習推進指針（概要）

- ・ 埼玉県生涯学習審議会から埼玉県教育委員会へ答申「埼玉県の新たな生涯学習推進の方向性について」（令和5年3月）
- ・ この答申を受け、埼玉県5か年計画を踏まえ、埼玉県教育振興基本計画との整合性を図り、「埼玉県生涯学習推進指針」を改定
- ・ 令和5年度からおおむね10年間を見通した指針とする

第1章 生涯学習推進指針の改定

（1）改定の趣旨

平成25年に生涯学習推進指針を策定したが、新型コロナウイルス感染症の流行やデジタル技術の急速な進展など、社会を取り巻く環境も大きく変化している。誰もが自分らしく学ぶことができる生涯学習社会の実現を目指して、指針を改定するものである。

（2）指針の性格

本指針は、埼玉県5か年計画を踏まえ、埼玉県教育振興基本計画との整合性を図りながら、令和5年度からの生涯学習分野における基本的な考えや方向性を示したものである。

（3）指針の見直し

生涯学習を推進するためには、長期的視点に立ち持続的に取り組んでいく必要があることから、令和5年度からおおむね10年間を見通したものとする。
なお、社会情勢等の変化を踏まえ、必要に応じて適宜見直しを図る。

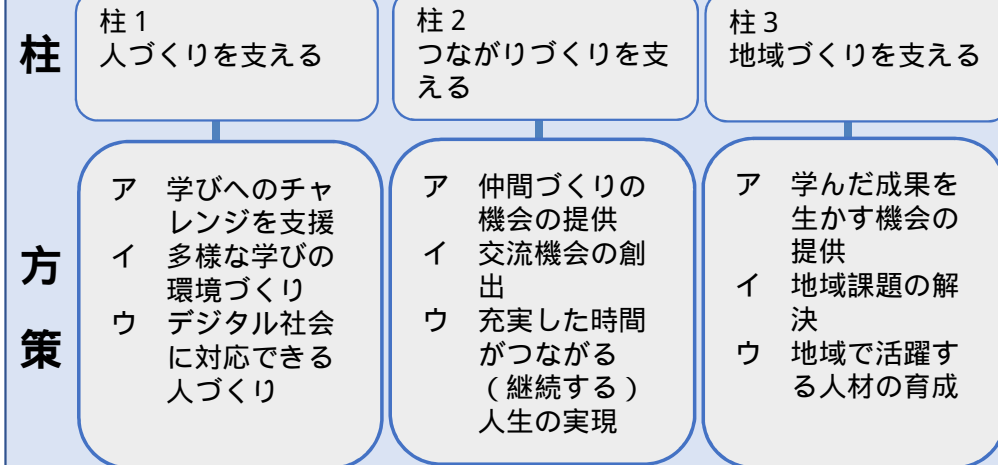
第2章 本県の現状と課題

現 状	課 題
人口減少・少子高齢化の進展により、地域社会の活力の低下や人間関係の希薄化、「人生100年時代」と呼ばれる社会の到来	子供から高齢者まで「多様な学習機会の充実」や「地域社会における人々の絆の形成」に対する支援が必要
人々のデジタル化に対する意識の変化や、デジタル技術の進展により、生活や働き方に大きな変化	県民のデジタルリテラシーの向上やデジタルデバイドの解消に向けた支援が必要
県人口に占める外国人の割合の増加するなど価値観やライフスタイルの多様化	お互いの立場を理解し認め合い、誰もが暮らしやすい社会づくりを進めていくことが必要

第3章 生涯学習を推進するための方針

「人づくり・つながりづくり・地域づくり」を推進する生涯学習社会

生涯学習推進指針



埼玉県生涯学習推進指針

(改定版)

令和5年3月

埼玉県

第1章 生涯学習推進指針の改定

1 生涯学習推進指針の改定	1
（1）改定の趣旨	1
（2）指針の性格	2
（3）指針の見直し	2
2 生涯学習の推進に向けて	3

第2章 本県の現状と課題

1 県民意識の実態	5
（1）生涯学習に関わる「県民意識」	5
（2）調査結果の分析	13
2 本県の生涯学習推進における現状と課題	14
（1）人口減少・少子高齢化の進展	14
（2）デジタル技術の進展	16
（3）相互理解の推進	18

第3章 生涯学習を推進するための方針

1 本県の目指す生涯学習社会	19
（1）県に求められる役割	19
（2）市町村に求められる役割	21
（3）社会教育施設に求められる役割	22
（4）社会教育関係団体や企業などに求められる役割	24
2 指針の方向性	26
3 指針	28
（1）柱1「人づくりを支える」	28
（2）柱2「つながりづくりを支える」	28
（3）柱3「地域づくりを支える」	29

第1章 生涯学習推進指針の改定

1 生涯学習推進指針の改定

(1) 改定の趣旨

県では、平成11年(1999年)に「埼玉県生涯学習振興計画」を初めて策定し、「いつでもどこでも県民だれもが自由に学習することができ、その成果が適切に評価される生涯学習社会」を目指し、各種施策を計画的に推進してきました。

平成24年度末(2012年度末)の埼玉県生涯学習審議会(以下「審議会」という。)では、埼玉県生涯学習推進計画(平成22年度～平成24年度)について、「学習の成果が生活や地域にどのように生かされたのか」「県が推進する生涯学習振興の進むべき方向が見えにくい」などの課題が指摘されました。審議会からは、それまでも「個人、団体、行政がそれぞれ自立・協働という関係に基づき、地域の力の再構築を目指すべき」、「『行政がつくる生涯学習社会』から『みんなでつくる生涯学習社会』に方向転換をすべき」との意見が出されていました。そこで、平成25年(2013年)3月に、県は審議会答申「埼玉県の生涯学習の推進方策について」を踏まえ、10年先を見据えて生涯学習の分野における基本的な考えや方向性を示した「埼玉県生涯学習推進指針(以下「指針」という。)」を策定しました。

この指針に沿って、「個人の要望」を踏まえつつも「社会の要請」とのバランスの中で生涯学習への取組を捉え直し、県民の生涯学習活動を支援することを県の役割として取り組んできました。

しかし、指針が策定されてから10年余りが経過する中で、新型コロナウイルス感染症の世界的流行や、気候変動に伴う激甚災害*、デジタル技術の急速な進展など、策定時点では予期できなかった変化や課題が生じており、

* 激甚災害：大規模な地震や台風など著しい被害を及ぼした災害で、被災者や被災地域に助成や財政援助を特に必要とするもの。

社会の変化に対応する必要があります。

また、令和4年（2022年）2月に文部科学省が公表した「次期教育振興基本計画の策定について（諮問文）」においては、「学習者の背景や特性・意欲の多様性を前提として、学習者視点に立ち、誰もが、いつでもどこからでも、誰とでも、自分らしく学ぶことができ、誰一人取り残されず、一人一人の可能性が最大限に引き出され、一人一人の多様な幸せであるとともに社会全体の幸せでもあるウェルビーイング*が実現されるように、制度等の在り方を考えていく必要があります。」と述べています。

この考えは、本県が目指すSDGs*の理念と一致するものであり、本県の「生涯学習の在り方」を考える上でも不可欠な要素です。

これらの点を踏まえ、誰もが自分らしく学ぶことができる生涯学習社会の実現を目指して、指針を改定するものです。

（2）指針の性格

埼玉県5か年計画を踏まえ、埼玉県教育振興基本計画との整合性を図りながら、令和5年度（2023年度）からの生涯学習分野における基本的な考えや方向性を示したものです。

（3）指針の見直し

生涯学習を推進するためには、長期的視点に立ち持続的に取り組んでいく必要があることから、令和5年度（2023年度）からおおむね10年間を見通したものとします。

なお、社会情勢等の変化を踏まえ、必要に応じて適宜見直しを図ります。

* **ウェルビーイング**：身体的・精神的・社会的によい状態にあること。短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義など将来にわたる持続的な幸福を含むもの。また、個人のみならず、個人を取り巻く場や地域、社会が持続的によい状態であることを含む包括的な概念。

* **SDGs**：平成27年（2015年）9月、国連で採択された「持続可能な開発目標」。「誰一人取り残さない」という理念のもと、「世界の貧困をなくす」「持続可能な世界を実現する」ことを目指した、令和12年（2030年）を達成期限とする17のゴール、169のターゲット及びその進展を評価するための指針を持つ包括的な目標。

2 生涯学習の推進に向けて

教育基本法第3条では、「国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。」とする生涯学習の理念が示されています。また、同法第12条には、「個人の要望」と並んで「社会の要請」に応える社会教育を国及び地方公共団体が奨励しなければならない旨の規定があります。

「生涯学習」とは、一般には人々が生涯に行うあらゆる学習、すなわち、学校教育、家庭教育、社会教育、文化活動、スポーツ活動、レクリエーション活動、ボランティア活動、企業内教育、趣味など様々な場や機会において行う学習の意味で用いられています（令和3年度文部科学白書）。

国の動向としては、平成30年（2018年）12月の中央教育審議会「人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について（答申）」（以下「平成30年中教審答申」という。）では、地域における社会教育が目指すものとして、持続可能な社会づくりを進めるために、住民自らが担い手として地域運営に主体的に関わることと、誰もが生涯にわたり必要な学習を行い、その成果を生かすことのできる生涯学習社会の実現に向けた取組の必要性が示されました。さらに、個人の成長と地域社会の発展の双方に重要な役割と意義を持つ社会教育が基盤となり「人づくり」「つながりづくり」「地域づくり」の好循環を目指すこととされました。

また、令和4年（2022年）8月の中央教育審議会生涯学習分科会における「第11期中央教育審議会生涯学習分科会における議論の整理～全ての人のウェルビーイングを実現する、共に学び支えあう生涯学習・社会教育に向けて～（以下「第11期中教審議論の整理」という。）」では、今後の生涯学習・社会教育の振興方策として、「公民館等の社会教育施設機能強化、デジタル社

会への対応」「社会教育人材の養成、活躍機会の拡充」「地域と学校の連携・協働の推進」「リカレント教育*の推進」「多様な障害に対応した生涯学習の推進」が示されました。

人生 100 年時代において、人生をより豊かなものとするとともに社会が継続的に発展していくためには、誰一人取り残すことなく、誰もが生き生きとした人生を享受することのできる共生社会の実現を目指し、その実現に向けた社会的包摂*を推進する必要があります。

特に、社会の変化が激しいこれからの時代においては、一人一人の学ぶ時期や進路が複線化する人生のマルチステージ*モデルへと進展することが予想されます。若い頃に身に付けた知識・技能だけに頼るのではなく、リカレント教育やリスキリング*といった、職業生活も含め生涯を通じて新たな知識・技能を学び、身に付けることが、変化に適応し充実した人生を送る上で重要になります。

県はこれまで、若者から高齢者まで多様な世代が新たな学びを始めるきっかけづくりや生涯にわたって学ぶことのできる環境づくりに取り組んできました。

今後は、これまでの取組を基に、様々な機関等と連携しつつ、社会の変化に対応した学習機会の提供に一層取り組んでいくことが求められます。

* **リカレント教育**：一度社会に出た人が、学校やそれに準ずる教育・訓練機関に戻ることで可能な教育システム。社会人の学び直し。

* **社会的包摂**：社会的に弱い立場にある人々も含め、市民一人一人を、排除や摩擦、孤独や孤立から援護し、社会（地域社会）の一員として取り込み、支え合う考え方のこと。

* **マルチステージ**：これまでの「教育」「仕事」「引退」の三つのステージではなく、一人一人の学ぶ時期や進路が複線化する人生のステージのこと。

* **リスキリング**：職業能力の再開発、再教育。

第2章 本県の現状と課題

1 県民意識の実態

生涯学習をより推進し、県民の学習活動を一層活性化し、県の支援の方向性と在り方を指針として改定するに当たり、県民の生涯学習に関わる意識の実態を捉えました。

(1) 生涯学習に関わる「県民意識」

「県政サポーターアンケート第200回簡易アンケート（令和3年度）」によると、以下のような結果となっています。

ア 1年間に取り組んだ生涯学習活動の内容

この1年くらいの間には生涯学習活動をしたことがあるか尋ねたところ、「趣味に関するもの（映画鑑賞、音楽鑑賞、スポーツ観戦、読書など）」が35.3%で最も多く、次いで「教養的なもの（文学、歴史、科学、語学など）」が31.6%であり、「生涯学習活動をしなかった」は26.0%でした。（【図1】参照）

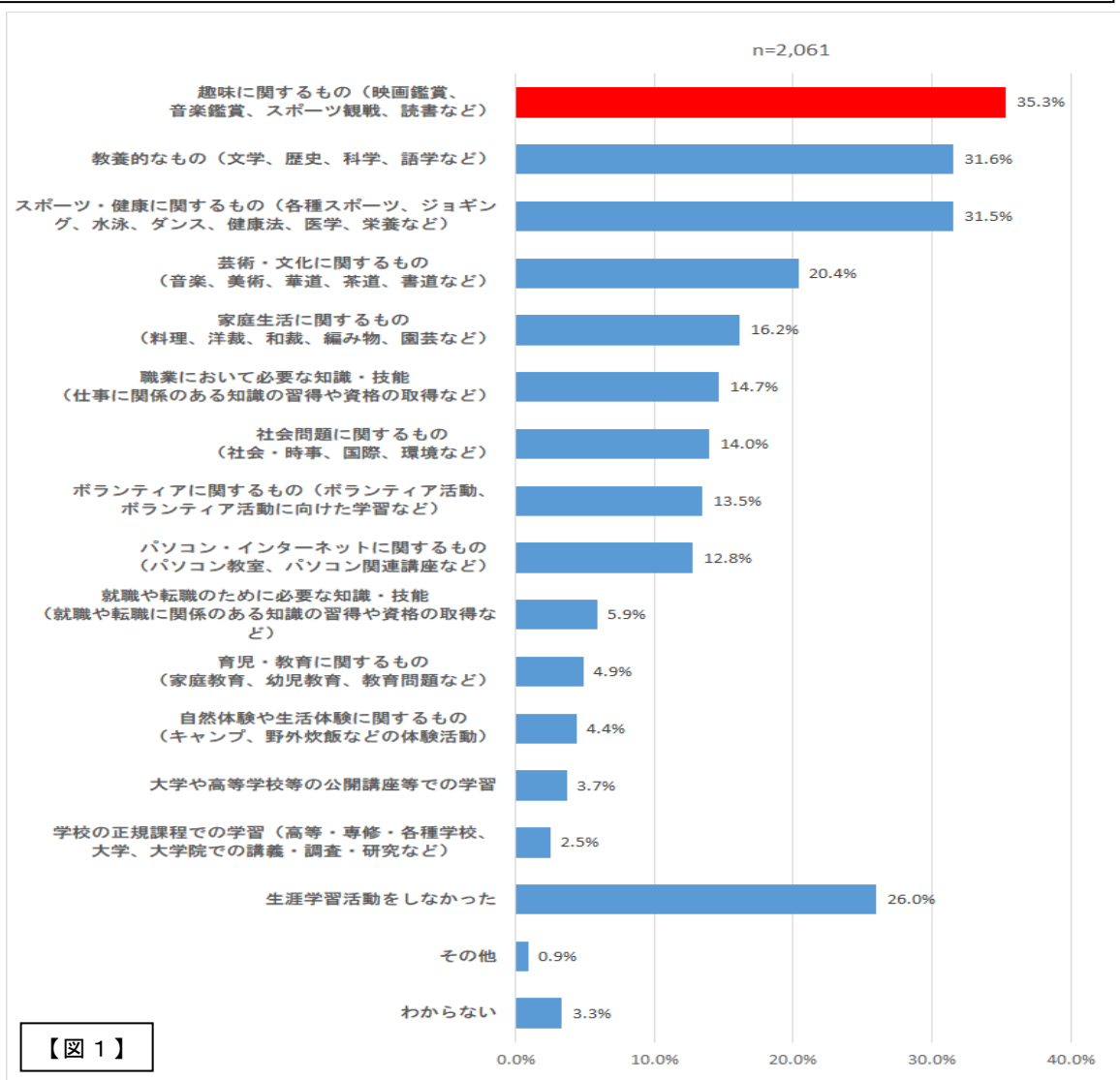
また、「この1年くらいの間には何らかの生涯学習活動を行った」と回答した人に対し、活動状況の満足度を尋ねたところ、「満足している」（23.7%）と「どちらかといえば満足している」（50.6%）を合わせた『満足している（計）』は7割半ば（74.3%）でした。また、「満足していない」（6.5%）と「どちらかといえば満足していない」（17.1%）を合わせた『満足していない（計）』は23.6%でした。（【図2】参照）

生涯学習活動を行った具体的な場所については、「個人の家（自宅でのオンライン学習*等を含む）」が35.1%で最も多く、次いで、「図書館」が26.4%、「スポーツ施設、公園（体育館、テニスコート、グラウンドゴルフなど）」も25.9%でした。（【図3】参照）

* **オンライン学習**：遠隔教育システムを用いて、同時双方向の遠隔学習を実施したり、家庭教育等において、動画や学習システムを活用したりすること。

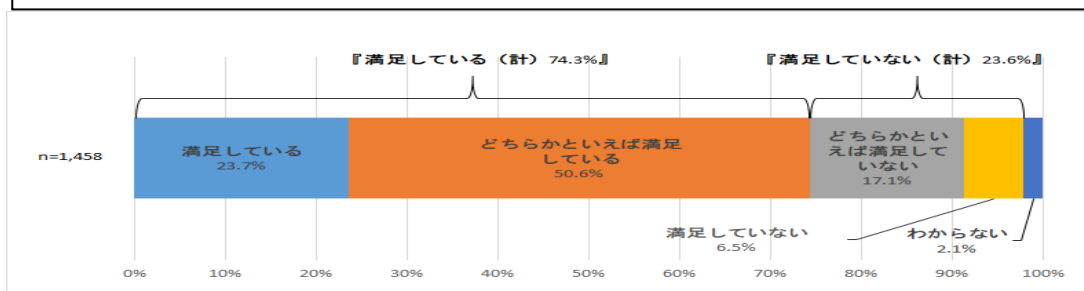
一方で、「生涯学習活動をしなかった」理由は何か尋ねたところ、「仕事が忙しくて時間がない」が31.7%で最も多く、次いで「新型コロナウイルスの影響（感染拡大防止のため等）」が25.9%でした。（【図4】参照）

質問1 あなたは、この1年くらいの間に生涯学習活動をしましたか。（あてはまるものすべて）



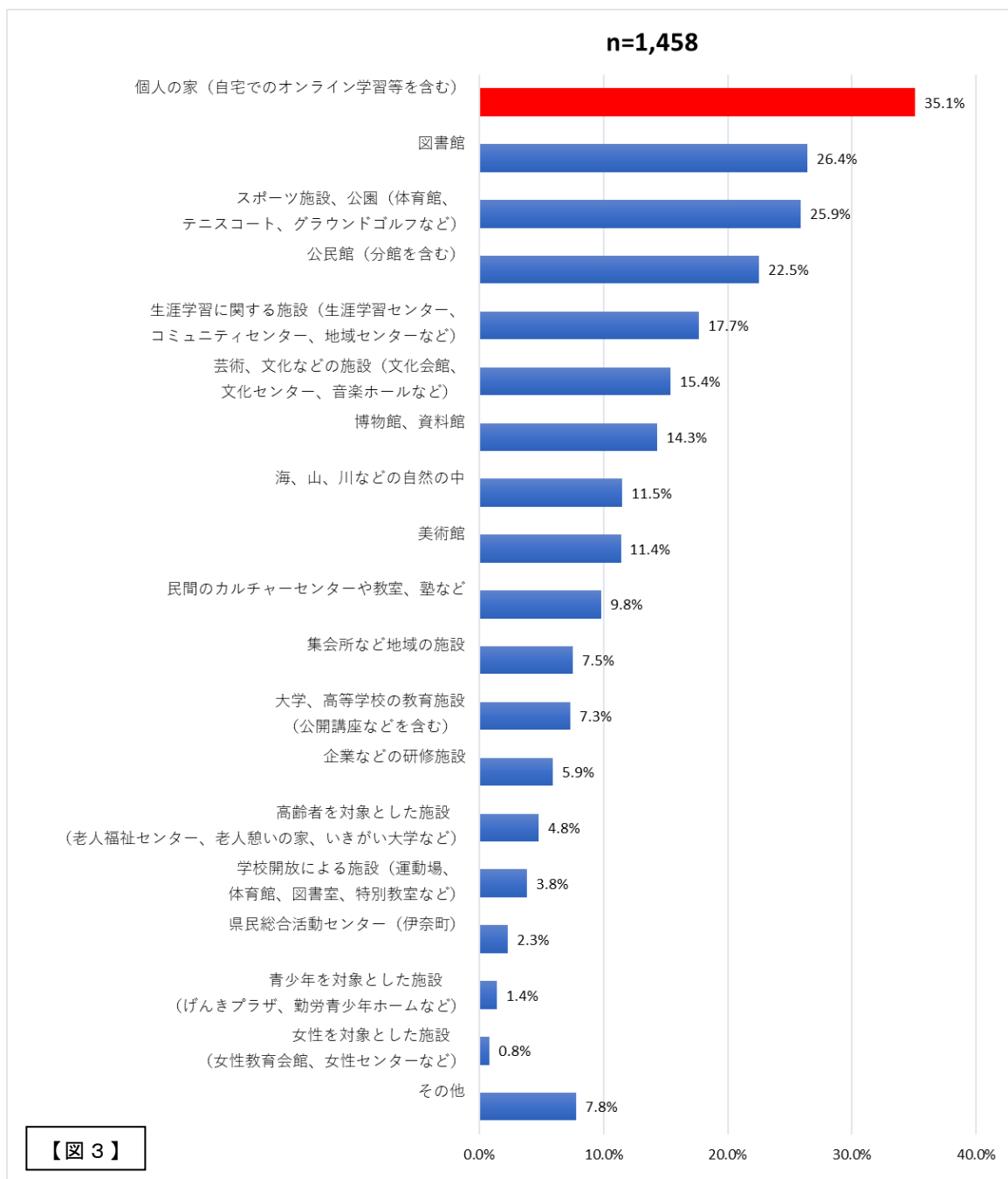
【図1】

質問2 （質問1でいずれかの生涯学習活動または「その他」を選んだ方にお伺いします。）あなたは、この1年くらいの間に行った生涯学習活動について満足していますか。

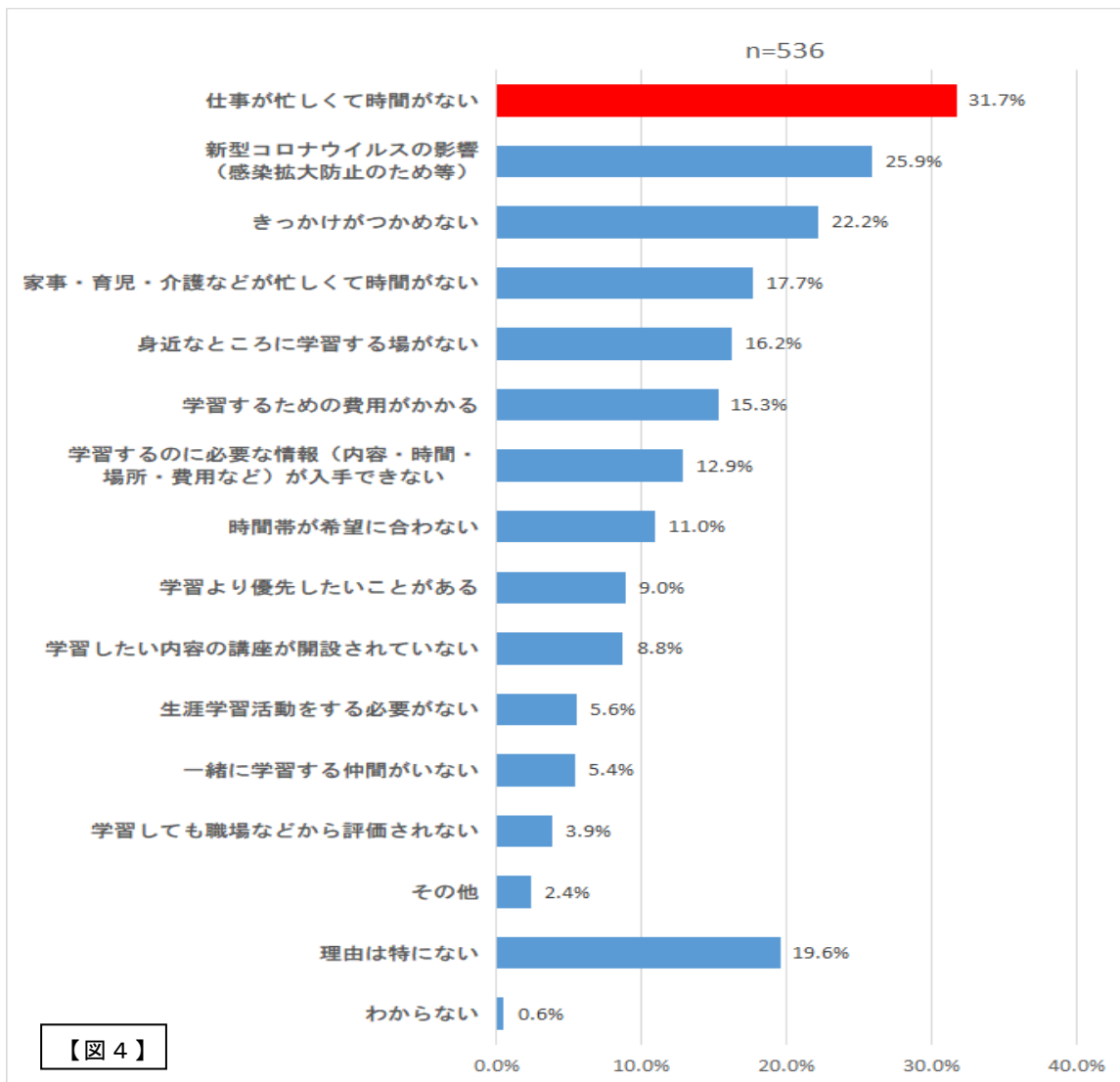


【図2】

質問3 (質問1でいずれかの生涯学習活動または「その他」を選んだ方にお伺いします。) あなたは、この1年くらいの間に、どのような施設や場所を使って生涯学習活動を行いましたか。(あてはまるものすべて)



質問4 (質問1で「生涯学習活動をしなかった」を選んだ方にお伺いします。) あなたがこの1年くらいの間に生涯学習活動をしなかった理由は何ですか。(あてはまるものすべて)



イ 生涯学習活動を通じて身に付けた知識・技能や経験の生かし方

これまでの生涯学習活動を通じて学んだ知識や技能、経験等を生活や仕事に生かしていると思うか尋ねたところ、「思う」(23.6%)と「どちらかといえば思う」(43.0%)を合わせた『思う(計)』は66.6%でした。

また、「思わない」(10.6%)と「どちらかといえば思わない」(11.1%)を合わせた『思わない(計)』は21.7%でした。(【図5】参照)

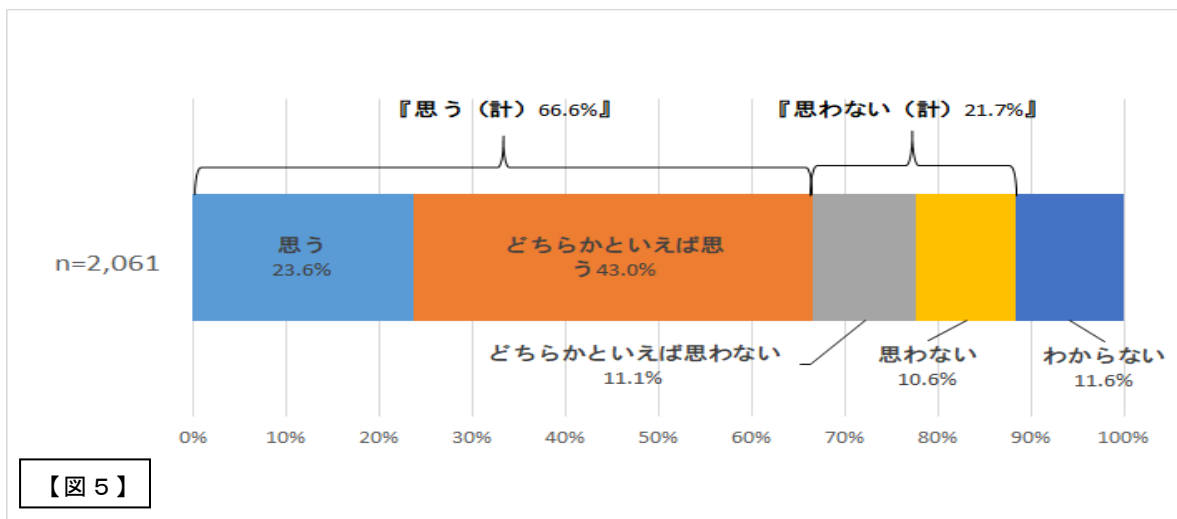
さらに、「思う」「どちらかといえば思う」と回答した人に対して、これ

までの生涯学習活動で学んだ知識や技能、経験等をどのように生かしているか尋ねたところ、「人生が豊かになっている」が67.3%で最も多く、次いで「健康の維持・増進に役立っている」が49.5%でした。（【図6】参照）

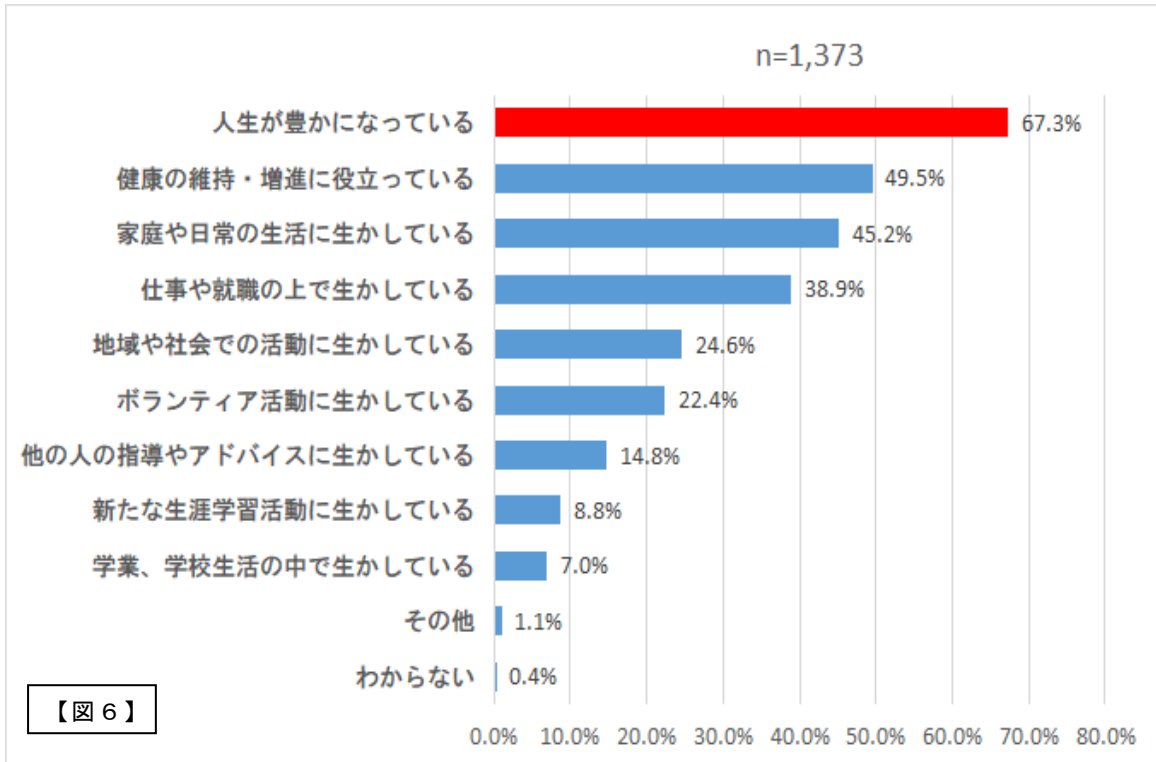
「思わない」「どちらかといえば思わない」と回答した人に対して、これまでの生涯学習活動で学んだ知識や技能、経験を生かしていないのはなぜか尋ねたところ、「実際に生かせる施設や機会がない」が42.5%で最も多く、次いで「どうしたらよいかわからない」が28.8%でした。（【図7】参照）

「思わない」「どちらかといえば思わない」と回答した人に対して、これまでの生涯学習活動で学んだ知識や技能、経験等について、今後どのように生かしたいと思うか尋ねたところ、「人生を豊かにしたい」が47.7%で最も多く、次いで「健康の維持・増進に役立てたい」が31.8%でした。（【図8】参照）

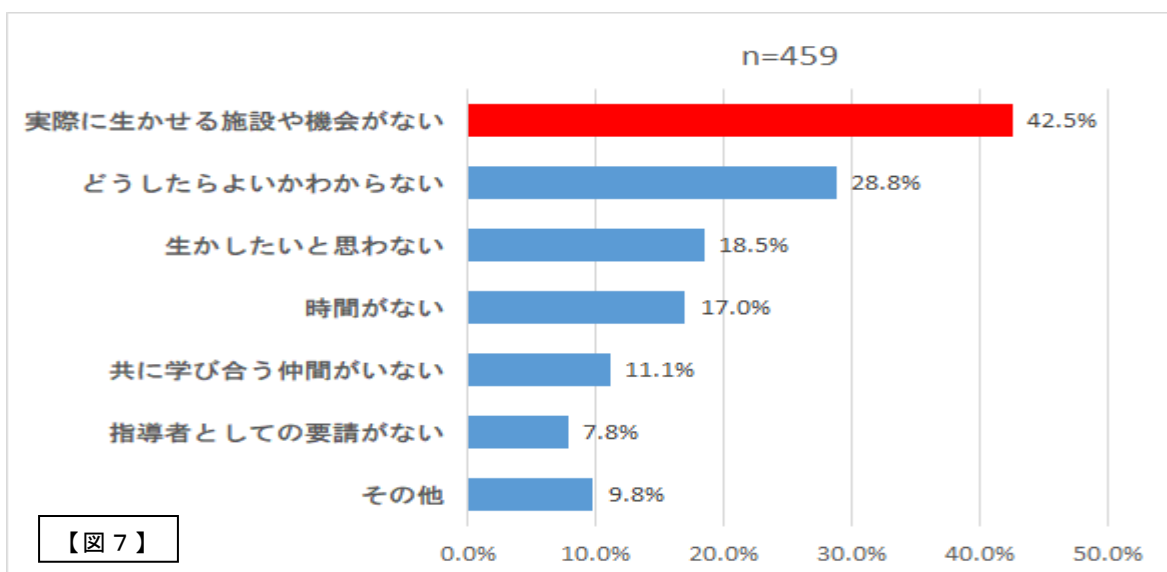
質問5 この1年に限らず、これまでの生涯学習活動の経験について伺います。あなたは、これまでの生涯学習活動を通じて学んだ知識や技能、経験を生活や仕事に生かしていると思いますか。



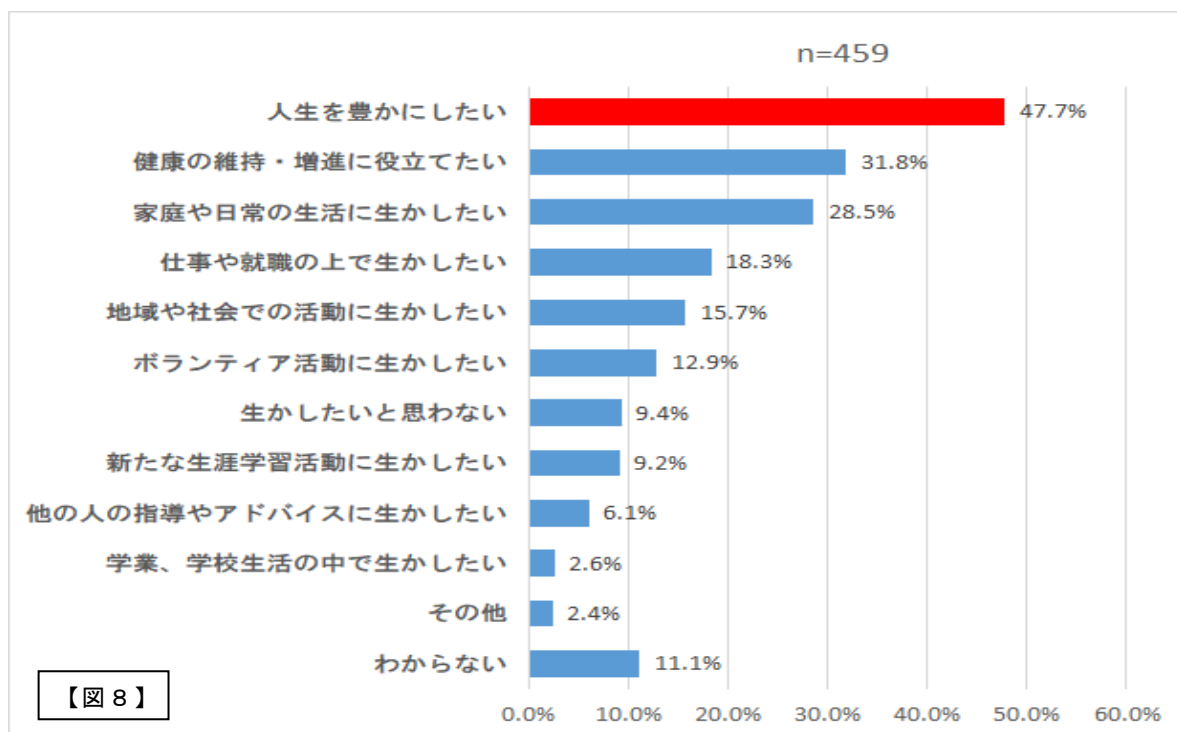
質問6 (質問5で「思う」「どちらかといえば思う」を選んだ方にお伺いします。) あなたは、これまでの生涯学習活動で学んだ知識や技能、経験等をどのように生かしていますか。(あてはまるものすべて)



質問7 (質問5で「思わない」「どちらかといえば思わない」を選んだ方にお伺いします。) あなたが、これまでの生涯学習活動で学んだ知識や技能、経験を生かしていないのはなぜですか。(あてはまるものすべて)



質問8 (質問5で「思わない」「どちらかといえば思わない」を選んだ方にお伺いします。) あなたは、これまでの生涯学習活動で学んだ知識や技能、経験等について、今後どのように生かしたいと思いますか。(あてはまるものすべて)



ウ 県ホームページ「生涯学習ステーション*」

「生涯学習ステーション」を知っているか、また、利用したことがあるか尋ねたところ、「知っていて、利用したことがある」(4.5%)と「知っているが、利用したことがない」(23.5%)を合わせた『知っている(計)』は3割弱(28.0%)でした。また、「知らなかった」は72.0%でした。(【図9】参照)

「生涯学習ステーション」を知っている人に利用のしやすさを尋ねたところ、「利用しやすい」(10.8%)と「どちらかといえば利用しやすい」(53.8%)を合わせた『利用しやすい(計)』は64.6%でした。また、「利用しづらい」(5.4%)と「どちらかといえば利用しづらい」(21.5%)を合

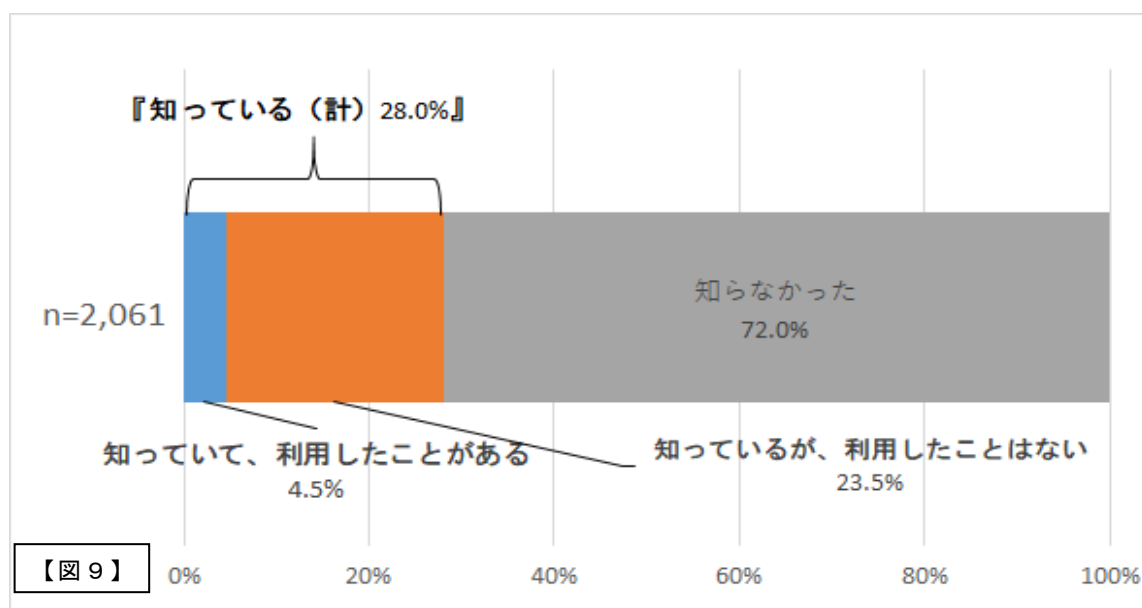
* 生涯学習ステーション：県内の指導者やイベント、講座などの生涯学習に関する情報を届け、県民の生涯学習活動を支援するサイト。
URL : <https://www.pref.saitama.lg.jp/f2215/station/index.html>



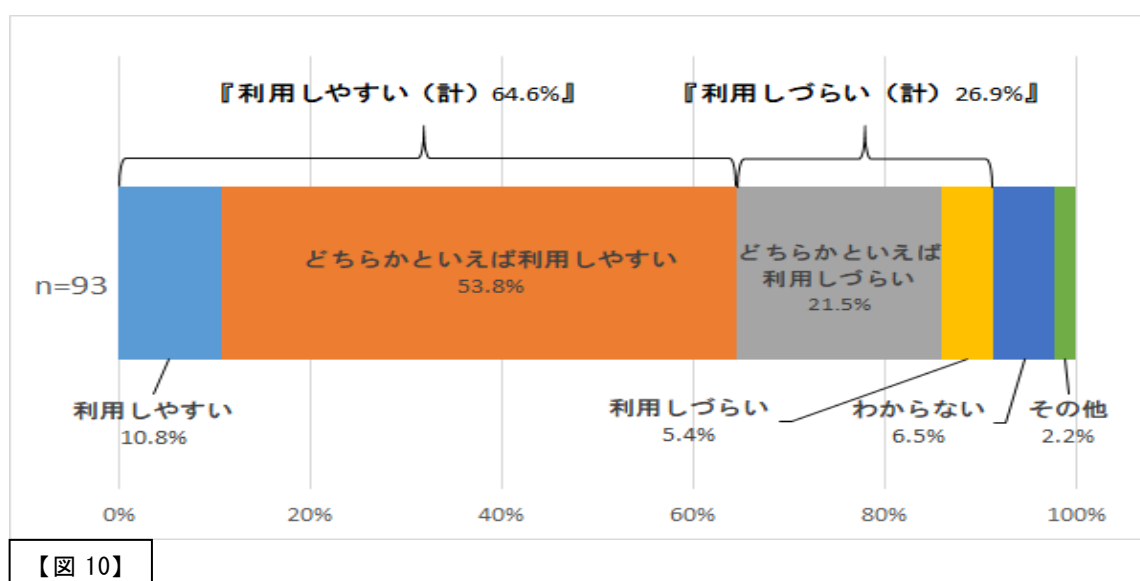
わせた『利用しづらい（計）』は 26.9%でした。（【図 10】参照）

「生涯学習ステーション」において充実してほしい情報は何かを尋ねたところ、「生涯学習に関する講座の情報」が 57.5%で最も多く、次いで「生涯学習に関するイベントの情報」が 43.5%でした。（【図 11】参照）

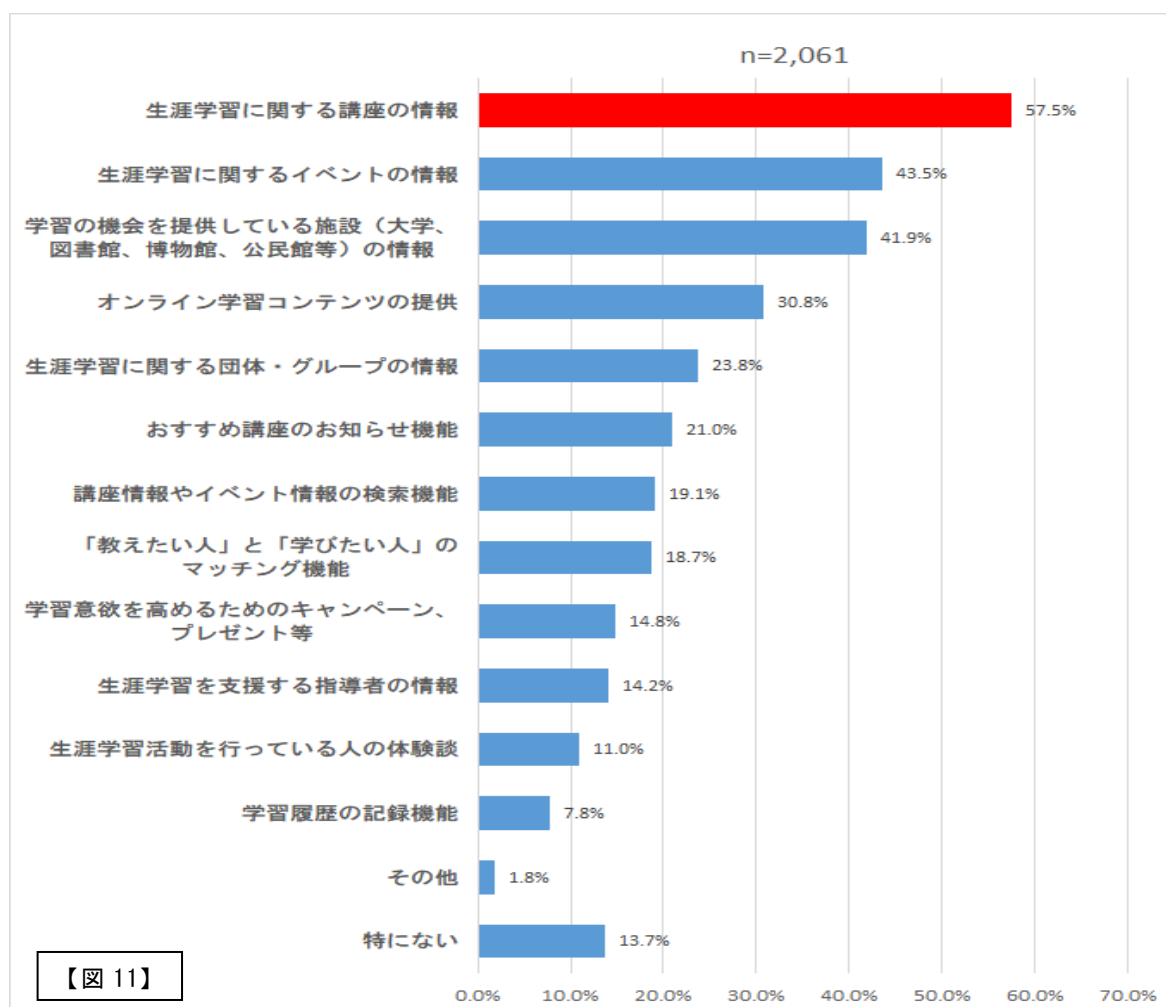
質問 9 「生涯学習ステーション」を知っていますか。また、利用したことはありますか。



質問 10 「生涯学習ステーション」は利用しやすいと思いますか。



質問 11 「生涯学習ステーション」で充実してほしい情報は何ですか。(あてはまるものすべて)



(2) 調査結果の分析

図 1 では 26.0%の割合で「1年間で生涯学習活動をしなかった」と回答していますが、既述のとおり「生涯学習」とは、一般には人々が生涯に行うあらゆる学習、すなわち、学校教育、家庭教育、社会教育、文化活動、スポーツ活動、レクリエーション活動、ボランティア活動、企業内教育、趣味など様々な場や機会において行う学習の意味で用いられています。

そのため、特別な事情がある場合を除いて、ほとんどの県民は何らかの生涯学習活動を意識的又は無意識的にしているものと考えられます。

また、生涯学習活動を行う場所としては、図 3 では「個人の家（自宅でのオンライン学習等を含む）」が 35.1%と最も割合が高くなっていますが、

その背景には、新型コロナウイルス感染症の世界的流行や、デジタル技術の急速な進展などが考えられます。

図4では「仕事が忙しくて時間がない」と回答した割合が31.7%となっていることから、今後はいつでもどこでも学ぶことができる学習環境づくりを一層進めていくことが求められます。

図6では、生涯学習活動で学んだ知識や技能、経験等により「人生が豊かになっている」と回答した割合が67.3%となっています。この数字自体は低いとは言えませんが、より多くの県民が生涯学習活動を通じて人生を豊かにしていくことが望まれます。

図9では、生涯学習情報を提供する県ホームページ「生涯学習ステーション」の認知度が28.0%と低くなっています。

「生涯学習ステーション」の更なる周知を図るとともに、図11にあるような県民ニーズに応えるために様々な情報の収集と発信に努めていく必要があります。

2 本県の生涯学習推進における現状と課題

「埼玉県5か年計画～日本一暮らしやすい埼玉へ～（令和4年度～令和8年度）」を踏まえ、県の生涯学習を巡る主な現状と課題を次の三つに整理しました。

(1) 人口減少・少子高齢化の進展

ア 現状

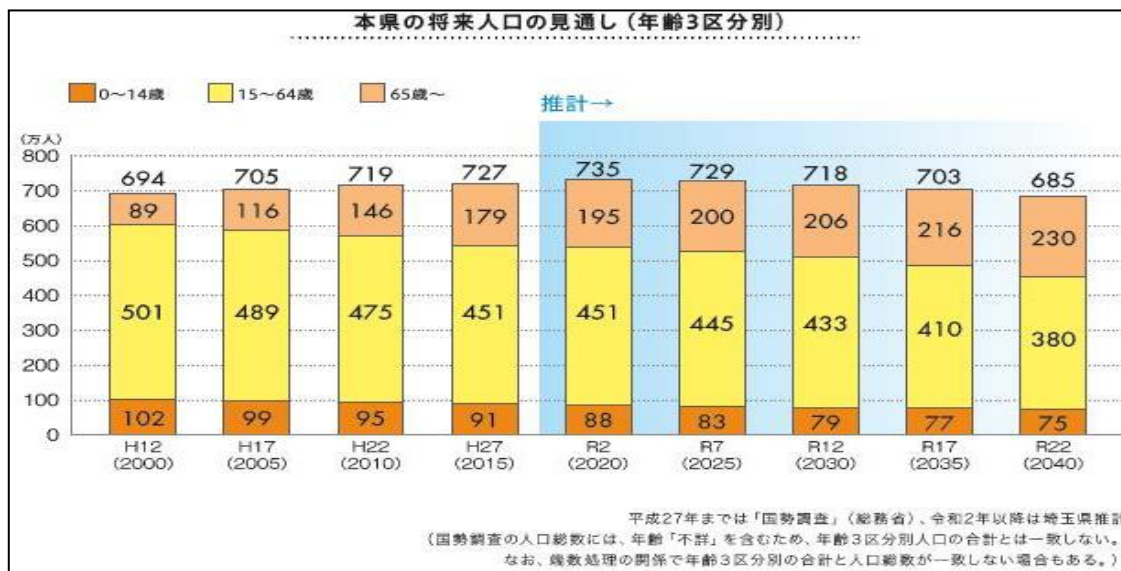
国の総人口は平成22年（2010年）まで増加を続けてきましたが、平成27年（2015年）には減少に転じ、人口減少社会に突入しました（総務省国勢調査）。

本県の人口は、令和2年（2020年）まで一貫して増加していましたが、今後は自然減（死亡数が出生数を上回ること）が社会増（転入数が転出

数を上回ることを上回るにより人口減少に転じ、令和22年（2040年）には700万人を下回ることが予想されています。

また、県内の65歳以上の高齢者は、同じく令和22年（2040年）には約230万人まで増加し、県民の3人に1人が高齢者となる見込みです。

一方で、15歳から64歳までの生産年齢人口は、令和22年（2040年）には約380万人まで減少する見通しです。県の人口に占める生産年齢人口の割合が約55%まで低下し、現役世代1人が高齢者1人を支える「肩車型社会」に迫ることが予測されています。



【「埼玉県5か年計画」から抜粋】

イ 課題

人口減少に伴い、社会の活力と、地域社会や家庭の教育力の低下が懸念されています。

また、少子高齢化に伴う家族形態の変容、価値観やライフスタイル*の多様化などにより、人間関係の希薄化などが大きな課題となっています。

子供の健やかな成長には、同年代の子供との触れ合いを通じた「学び」はもとより、異年齢との交流は欠かせません。

* **ライフスタイル**：生活の様式・営み方。また、人生観・価値観・習慣などを含めた個人の生き方。

さらに、「人生 100 年時代」と呼ばれる社会において、高齢者が生き生きとしたセカンドライフ*を過ごす上でも、「新たな学び」やリカレント教育等の「学び直し」による社会参加の促進が求められます。

こうした課題を踏まえ、子供から高齢者まで、全ての県民が生涯にわたり心豊かな充実した生活を送ることができるよう、「多様な学習機会の充実」と「地域社会における人々の絆の形成」に対する支援も求められます。

(2) デジタル技術の進展

ア 現状

新型コロナウイルス感染症の世界的流行により、我々の生活は一変し、感染防止対策として発令された「緊急事態宣言」に伴う不要不急の外出自粛や三つの密（密閉・密集・密接）の回避を目的として、他者との対面での交流が困難となりました。

その一方で、我々のデジタル化への意識も一変し、身近な生活においても、電子マネーや非接触決済ツールの活用などによる商習慣の変化、テレワーク*やオンラインコミュニケーションツールの活用による働き方の変化などが進んできました。

これを機にデジタル技術の効果的な活用やデジタルインフラ*などの戦略的な構築を進め、そこに新しい価値を生み出す変革、すなわちデジタルトランスフォーメーション（DX*）が求められています。

*セカンドライフ：定年退職後などの新しい生活。第2の人生。

*テレワーク：情報通信技術を活用した時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方。

*デジタルインフラ：インターネットを始めとするIT全般の技術基盤。

*DX (Digital Transformation)：進化したデジタル技術を活用し、ビジネスだけでなく人々の生活をより良い状態へ変革すること。

イ 課題

社会全体のDXの実現は、産業構造や働き方・暮らし方などに大きな変革をもたらし、社会における様々な課題を解決するとともに、生活をより便利で、豊かに変える大きな可能性を秘めています。

デジタル化が進展する社会においては、オンラインを活用した講座やオンデマンド教材による講座等の提供を整備していくことも必要となります。

また、超スマート社会（Society5.0*）時代に必要な情報活用能力を習得できるよう、いつでも誰でも学べるスキルの習得の機会を充実させることも求められます。

そのため、デジタル技術を活用することによって、地理的な制約、年齢、性別、障害の有無等に関わらず、誰もがデジタル化の恩恵を享受することにより、豊かさを実感できることが重要です。

県民のデジタルリテラシー*向上のための取組を進め、デジタルを介した格差や分断が生まれぬよう十分に留意してデジタル化を実現することが求められます。

その一方で、情報機器の操作や活用などに困難さを抱える人などにとっては、生活しづらい状況が生じる懸念もありますので、デジタルの活用が苦手な人への支援（デジタルデバイド*の解消）も必要となります。

また、中学生や高校生等の若者がインターネットの有害情報にアクセスしたり、SNSでのやりとりを通じた犯罪被害に遭ってしまったりするケースもあります。

そのため、「利便性」だけでなく「危険性」も同時に学んでいく必要があります。

* Society5.0：サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会のこと。

* デジタルリテラシー：デジタル技術を理解して適切に活用するスキルのこと。

* デジタルデバイド：コンピュータやインターネットを使いこなせる人と使いこなせない人の間に生じる格差。

(3) 相互理解の推進

ア 現状

グローバル社会*の進展により、本県における令和2年末（2020年末）の在留外国人数は約19万8,000人となり、県人口に占める割合は約2.7%となっています。本県では、「あらゆる人に居場所があり、活躍でき、安心して暮らせる社会」を目指しています。国籍・世代・障害の有無などに関わらず、誰もが地域社会の構成員として積極的に地域活動に参加することが望まれます。

イ 課題

誰もが地域社会の構成員として安心して暮らせる社会を実現するためには、お互いの立場を理解し認め合い、それぞれの力を発揮しながら、誰もが暮らしやすい社会づくりを進めていくことが必要となります。

誰一人として取り残すことのない社会的包摂の実現に向けて、関係機関との連携やICT*の活用により、必要な生涯学習・社会教育の機会を提供することが更に重要となります。

* **グローバル社会**：地域や国家のレベルを超えて、世界規模でお互いに影響を与え合う社会形態のこと。

* **ICT**：Information and Communication Technology（情報通信技術）の略。

第3章 生涯学習を推進するための方針

1 本県の目指す生涯学習社会

人生100年時代、Society5.0の到来、SDGsの推進など、急速な変化を続ける社会においては、生涯学習の役割も従来の枠にとどまらず、時代や社会の変化に対応していくことが求められています。以下、「県」「市町村」「社会教育施設」「社会教育関係団体や企業など」の四つに分類し、それぞれの役割を明確にすることで、県の目指す生涯学習社会を示します。

(1) 県に求められる役割

ア 資質向上に資する研修の充実

人生100年時代では、様々な分野で活躍する人材の発掘と資質向上を、生涯学習の施策として行う必要があります。

社会教育主事や社会教育士*といった有資格者の把握や活用、資質向上研修の実施や、地域で活躍するコーディネーター等の地域人材を養成し、育成するための研修の充実を図ることは役割の一つです。

加えて、社会教育施設の中核を担う存在である公民館主事、司書、学芸員等の専門的職員に対する研修を充実させることが求められます。

イ 県民のニーズに応じた事業の充実

生涯学習を推進させていくためには、地方行政全体の中に、社会教育を基盤とした、学びを通じた「人づくり・つながりづくり・地域づくり」の視点を明確に組み込んでいくことが重要となります。

県民のニーズに応じるため、県内で実施される生涯学習活動の旗振り役となってけん引していくことが求められます。

* **社会教育主事**や**社会教育士**：社会教育主事は、教育委員会事務局に必ず置かれる社会教育の専門職員。令和2年度（2020年度）以降の社会教育主事講習の修了者は、教育委員会事務局での勤務の有無に関わらず、「**社会教育士**」と称することができることとなった。

ウ 連携ネットワークの構築

県の関係部局だけでなく県内市町村の実態を把握し、市町村の連携を促すことによって、広域での情報共有ができるような支援や研修等を実施することが可能となります。

県と市町村がお互いに課題やノウハウを共有し、相談できるような場や様々な研修の場を設けることによって、より充実した取組につなげていくことが期待できます。

エ 市町村への支援

県民の生涯学習を支える上で、身近な地域で参加できる講座やイベントなどの事業に携わる社会教育主事や社会教育行政職員等の役割は重要です。また、社会教育士を始め、社会教育の専門的知識を有する人材が各地域に多く存在することが大切であり、その資質の向上は、事業の成否にも関わってきます。

また、まちづくりや地域の課題解決に熱意を持って取り組んでいる人材を社会教育の新たな担い手とすることで、これまで社会教育と関わりが薄かった世代からも、多様な専門性を持つ人材が参画することも期待できます。

これらの取組を進めるためには、社会教育主事等が市町村や関係機関等と積極的に関わることなどが重要です。

さらに、子供から高齢者まで幅広いニーズを取り入れた、生涯学習に関する講座や講師等の情報の収集と提供も必要です。

県民と共有できる県内事業のロードマップを作り、一人一人の学習活動に資するためにも、先に述べた「生涯学習ステーション」の更なる周知と内容の充実を図り、県が情報の発信拠点となることが必要です。

(2) 市町村に求められる役割

ア 住民のニーズに応じた事業の実施

地域課題の解決には、行政と住民が相互に顔が見える距離でのつながりが大切であり、それこそが市町村の強みです。

生涯にわたる個人の成長を目的とする学習を考えた場合、個人のライフステージ*に応じて生じる課題はそれぞれ異なります。そのため、各個人・各時期において異なる様々なニーズに応じて学習し、生じた課題を解決していくことが、住民の満足感につながります。

また、日頃から社会教育が盛んな地域では、住民が主体となって避難所運営等を円滑に進めているなど、地域づくりに関わる政策全体の基盤として、社会教育は大きな役割を果たすものです。

そして、持続可能で安心・安全に暮らせる社会を実現していくためには、社会的に弱い立場に置かれている人々に対しても、関係機関との連携やICTの活用により、必要な生涯学習の機会を提供することが重要です。

その際、学習機会の充実を図るだけでなく、共に学ぶことができる場の充実や、デジタル設備の充実などの環境の整備を図ることも重要です。

イ 地域活動を支える人材の育成

市町村においても、生涯学習を推進していくために欠かせないのが、社会教育主事や社会教育士、地域学校協働活動推進員、地域コーディネーター等の活躍です。市町村は、こうした地域の活動を支える人材育成と資質向上を図る研修を行うことが必要となります。

地域の教育力の向上という観点から、例えば、学校において「総合的

* **ライフステージ**：人生の変化を節目で区切った、それぞれの段階（ステージ）のこと。

な学習の時間」や「総合的な探究の時間」で、地域の伝統文化芸能等に
触れる機会を設けることによって、子供たちが地域の中で、地域の人た
ちと交流しながら学ぶ機会を充実させることも期待されます。

また、地域住民がコミュニティ・スクール*等に参画することによって、
社会に開かれた教育課程の実現・充実など効果的な学校運営が可能とな
り、学校を核とした地域づくりにもつながります。

(3) 社会教育施設に求められる役割

ア 公民館等の役割

平成30年中教審答申では、「特に、住民が主体的に地域課題を解決す
るために必要な学習を推進する役割や、学習の成果を地域課題の解決の
ための実際の活動につなげていくための役割、地域コミュニティの維持
と持続的な発展を推進するセンター的役割、地域の防災拠点としての役
割、『社会に開かれた教育課程』の実現に向けた学校との連携を強化する
とともに、地域学校協働活動の拠点としての役割などを強化することが
求められる。」と述べています。

地域住民のニーズを踏まえながら提供するプログラムに関しては、住
民が社会参加を図る上で必要となるものについて、十分な機会が提供さ
れるよう、特に配慮が必要となります。

例えば、講座の受講生が、公民館はもとより地域や学校等における様々
な機会を捉えて学んだ成果を披露することにより、発表力の向上や更な
る学びへの意欲の醸成などの効果が期待できます。また、展覧会等に出
展した場合は、第三者からの作品への評価が期待され、それが自信や自
己肯定感の高揚につながります。さらに、学んだスキルを活用して新た

*コミュニティ・スクール：学校運営協議会を設置した学校のこと。学校と地域住民等が力を
合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる「地域とともにある学校」への転換を図るた
めの有効な仕組み。

な学びの場を作り出すなど、学びの循環が生まれることも期待できます。

このように、住民が学んだことを活用して今後の活動に生かす仕組みの構築も必要です。

また、コミュニティセンターや児童館等の施設においても、公民館同様に「地域の公共施設」として、利用者のニーズに応じて取り組むことが望まれます。

イ 図書館の役割

平成30年中教審答申では、図書館は「『多様な世代の住民を引き付ける』ことや『知識基盤社会における知識・情報の拠点』としての強みがある。」と述べています。

図書館では、図書等の貸出しやレファレンスサービスの提供など、個人の学びを推進する環境が整っているだけでなく、「読み聞かせ」や「おはなし会」、「読み聞かせボランティア養成講座」など、住民が読書に親しみ、読書への関心を高める取組を実施しています。そして、「読み聞かせボランティア」として学んだ人が「読み聞かせ」を行うなど、学びの成果を生かすことが期待できます。

これからの図書館には、その強みを生かして、人生を豊かにする読書や調査研究の機会を提供する役割や多様な機関と連携し、住民のニーズに対応できる情報拠点としての役割を強化し、利用者及び住民の要望や社会の要請に応えるための運営の充実を図ることが望まれます。

ウ 博物館の役割

博物館は、博物館法に規定される目的を達成するため、様々な学術資料・芸術作品・文化財等を収集・保管し、これらについての調査研究を行い、資料や調査研究の成果を用いた展示・教育事業を行っています。

今後も、博物館法に定める役割をより充実した形で果たすよう、地域の学校における学習内容に即した展示・教育事業の実施、教員の授業支援につながるような教材やプログラムの提供等を強化すること、デジタル技術を活用した事業の実施や、国内・国外の多くの人々が知的好奇心を満たしつつ、広く交流することのできる場としての役割を強化することが期待されます。

エ 青少年教育施設の役割

平成 25 年（2013 年）1 月の中央教育審議会答申「今後の青少年の体験活動の推進について」では、「体験活動は教育的効果が高く、幼少期から青年期まで多くの人と関わりながら体験を積み重ねることにより、『社会を生き抜く力』として必要となる基礎的な能力を養うという効果があり、社会で求められるコミュニケーション能力や自立心、主体性、協調性、チャレンジ精神、責任感、創造力、変化に対応する力、異なる他者と協働したりする能力等を育むためには、様々な体験活動が不可欠である。」と述べています。

例えば、県立げんきプラザでは、「自然体験」、「防災キャンプ」等の体験プログラム、「ものづくり体験」、「ピザづくり体験」等の出張体験講座を実施しています。さらに、これからの青少年教育施設には、施設単独ではなく、学校や社会教育関係団体と連携して体験活動を充実させていくことが求められます。

（４）社会教育関係団体や企業などに求められる役割

ア 社会教育関係団体の役割

高い意欲を持って、様々な経験知を生かすことができる社会教育関係団体は、他の様々な団体等と連携して地域課題に取り組んでいます。

このような社会教育関係団体が増えることにより、多様な担い手との連携・協働が深まり、これまでになかった新たなアイデアや価値が生まれ、新たな地域づくりにつながることを期待されます。

イ 地域住民の役割

第11期中教審議論の整理では、「地域住民がコミュニティ・スクールや地域学校協働活動に参画することは、社会に開かれた教育課程の実現を図る各学校の教育課程の改善・充実など効果的な学校運営につながるとともに、参画する人のこれまでの学びを地域住民の立場で生かせる場ともなり、学校を核とした地域づくりにもつながる。」と述べています。

例えば、地域文化の継承には、地域住民が、その地域の歴史や風俗（風習）を始め、伝統芸能などを学校に教えに行くことも有効です。そこで学んだ児童生徒が地域の祭りで披露するなどにより、「学校応援団*」等が学校と連携し、地域文化の継承を通じて、児童生徒と地域の大人がつながり合うことが期待できます。そして、この取組は児童生徒だけに限らず、大人の生涯学習へと広がっていくことにもつながるものです。

このように、地域住民が地域課題に対し、「自分事」として捉え、一人一人が解決に向けて生涯学習に取り組んでいくようになることが期待できます。

ウ 企業やNPO*等の役割

平成30年中教審答申では、「今後、より多様で複雑化する課題と向き合いながら、一人一人がより豊かな人生を送ることのできる持続可能な社会づくりを進めるためには、行政のみならず企業や大学、団体、個人

* **学校応援団**：学校における学習活動、安心・安全確保、環境整備などについてボランティアとして協力・支援を行う保護者・地域住民による活動組織。「学校応援団」という呼称は、埼玉県教育委員会の施策上の名称として用いているもの。

* **NPO**：非営利団体のこと。特に、政府や企業などではできない社会的な問題に、営利を目的とせずに取り組む民間組織（民間非営利団体）をいう。

など様々な主体がそれぞれの立場から主体的に取り組むことが必要となる。」と述べています。

企業の地域貢献活動は、地域住民にとっては企業への理解を深める大切な機会となります。一方、企業にとっても、専門性の発揮や地域ニーズの把握に繋げることができるなど双方にとって有用な活動となります。

また、NPO等の公益的な活動団体は、「地域に根差した、活動分野に関する専門性が高い。」、「非営利を原則とすることで、中立的なネットワークを形成することに適しており、比較的強いコミュニティを持つことができる。」などの強みがあります。専門的なノウハウを有するNPO等が、地域課題解決のための体制づくりの支援を行っている事例もあります。

このように、企業もNPOも、それぞれの強みを生かして行政等と連携し、地域課題の解決に向けた取組を進めていくことが期待されます。

2 指針の方向性

文部科学省では、地域社会の共創に向け、日本全国で「『社会教育』を基盤とした人づくり・つながりづくり・地域づくり」を進めることとしています。

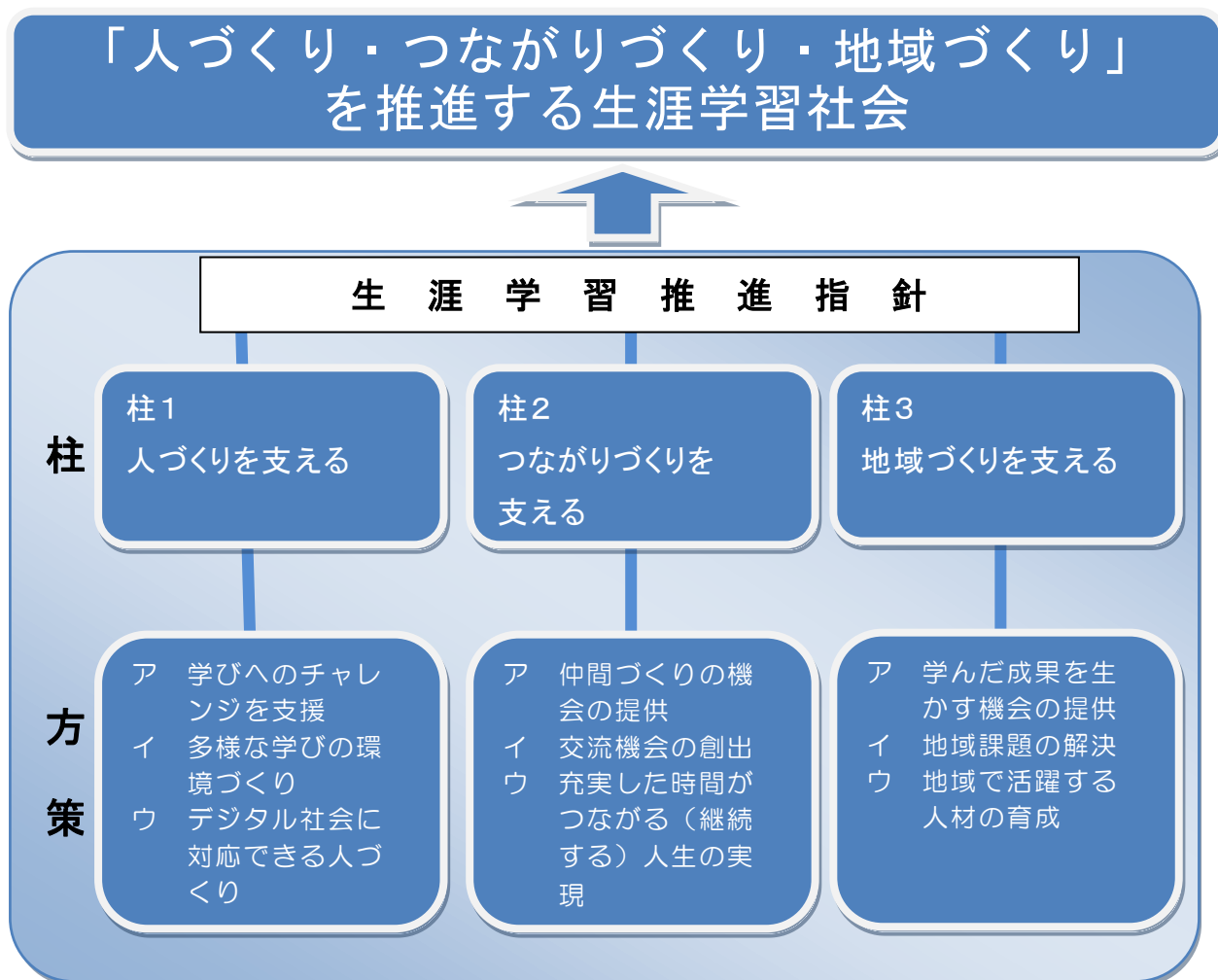
県としても、個人が学び、そして共に学び合えるように支援することが必要です。併せて、各地方公共団体や様々な団体、学校、企業等においても、より多彩で創造的な取組が推進されることを期待します。

以上のことから、本県が目指す生涯学習社会の在り方を、「『人づくり・つながりづくり・地域づくり』を推進する生涯学習社会」と捉え、その実現に向けては、県民が社会を担う当事者としての自覚を高め、学びを通じて世代を超えたつながりを深め、地域の課題に向き合いつつ地域独自の特色も生かした取組を進めることが必要と考えます。

また、第2章2で述べた三つの課題を本県の現状における課題として捉え、

個人の豊かな生活の実現と、多様な地域社会の共創につながるための支援の在り方として、「人づくりを支える」、「つながりづくりを支える」、「地域づくりを支える」の三つを指針の柱とし、その下に掲げる方策の実現に努めながら、課題の解決に取り組みます。

【本県が目指す生涯学習社会の概念図】



3 指針

主な方策等を含め、次のとおり整理しました。

(1) 柱1「人づくりを支える」

ア 学びへのチャレンジを支援

全ての県民が自分に適した学びに出会えるように、ホームページ等を活用した生涯学習情報の発信を充実・強化します。

イ 多様な学びの環境づくり

現代社会に欠かせないリモート学習やオンライン学習などの効果を更に向上させるため、DXを推進し、ICTを積極的に活用します。

ウ デジタル社会に対応できる人づくり

誰もがデジタル化の恩恵を享受できるように、デジタルデバイド解消に向けた学びを推進していきます。

(2) 柱2「つながりづくりを支える」

ア 仲間づくりの機会の提供

彩り豊かな人生を歩めるように、学びを通し共に学び合うことができる仲間づくりの機会の創出に取り組みます。

イ 交流機会の創出

「持続可能で誰一人取り残さない」生涯学習社会の実現に向け、多様な人々が安心して学べる場を作るとともに、その交流を支援します。

ウ 充実した時間がつながる（継続する）人生の実現

人生の様々な段階において、充実した時間を過ごすことができるよう、就職・再就職、学び直し等、キャリアアップの学習機会を提供します。

(3) 柱3「地域づくりを支える」

ア 学んだ成果を生かす機会の提供

県民の社会参画の機会を整備することにより、学んだ成果を生かす場を提供します。

イ 地域課題の解決

それぞれの地域が抱える課題の解決や、地域づくりに生かせる学習機会の充実を図ります。

ウ 地域で活躍する人材の育成

社会教育主事や社会教育士等の資質能力を高めるための職員研修を始め、指導者や地域づくりに貢献できる人材の育成を支援します。

以上の柱及び方策に基づき、「人づくり・つながりづくり・地域づくりを推進する生涯学習社会」の実現に向けた具体的な取組が、県や市町村、社会教育施設やNPO、企業等の各関係機関において、相互に連携を図りながら推進されていくことが望まれます。

県としては、個人のニーズに応じた学習に加え、社会や地域の課題に関する学習活動を支援し、全ての県民がそれぞれのウェルビーイングを実現できるように取り組めます。

併せて、SDGsの理念である「持続可能で誰一人取り残さない」生涯学習社会の実現を目指します。



埼玉県マスコット
コバトン・さいたまっち

埼玉県生涯学習推進指針 概要

平成 25 年 3 月
生涯学習文化財課

- ・ 埼玉県生涯学習審議会から埼玉県教育委員会へ答申「埼玉県の生涯学習の推進方策について」（平成 25 年 3 月）
- ・ この答申を受け、「埼玉県 5 か年計画」を踏まえ「埼玉県教育振興基本計画」との整合性を図り、「埼玉県生涯学習推進指針」として作成
- ・ 10 年先を見据えた「学び合い、共に支える社会」の実現を目指し、「指針 1 学びを支える、指針 2 学び合いを支える、指針 3 学びの成果の活用を支える」を策定

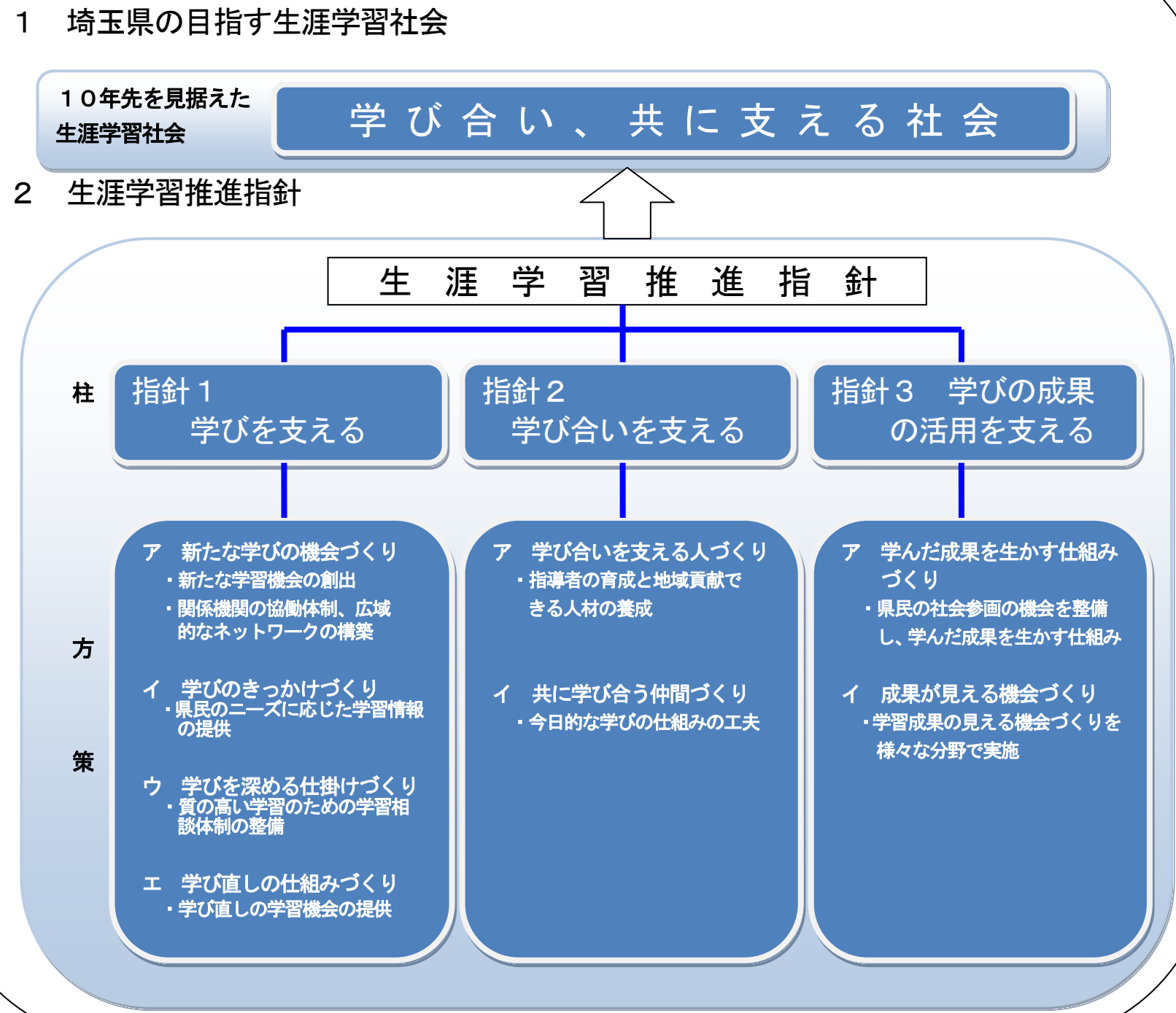
第 1 章 生涯学習推進指針の策定

- 1 生涯学習推進の背景
 - ・ 教育基本法の改正（第 3 条「生涯学習の理念」、第 12 条「社会教育」）
 - ・ 中央教育審議会答申（生涯学習の概念）
 - ・ 生涯学習に関する世論調査の結果
- 2 生涯学習推進指針の策定
 - (1) 策定の趣旨
 - ・ 「個人の要望」を踏まえつつ「社会の要請」に応える生涯学習
 - ・ 県の役割は県民の主体的、自律的な生涯学習活動を支援
 - ・ 県行政主体の「計画」から県民主体の生涯学習を支援する「指針」へ
 - ・ 支援すべき生涯学習活動の分野の重点化
 - (2) 指針の性格
 - ・ 埼玉県 5 か年計画を踏まえ埼玉県教育振興基本計画との整合性を図る
 - (3) 指針の見直し
 - ・ 県民の生涯学習の現状把握に努め、3 年を目途に必要なに応じて見直す

第 2 章 埼玉県の現状と課題

- 1 県民意識の実態
 - (1) 生涯学習に関わる「県民意識」
 - (2) 調査結果の分析
- 2 埼玉県の生涯学習推進における現状と課題
 - (1) 少子高齢化の進展
 - (2) 価値観の多様化の進展
 - (3) 地域コミュニティの希薄化

第 3 章 生涯学習を推進するための方針



参考資料 2

埼玉県生涯学習審議会委員名簿

(任期：令和3年8月4日～令和5年8月3日)

	選出分野	氏名	職名等
1	学校教育 関係者	なかじま はるみ 中島 晴美	上尾市立平方北小学校長
2	社会教育 関係者	うしやま よしひさ 牛山 佳久	一般社団法人ボーイスカウト埼玉県連盟理事長
3		おおはら まりこ 大原 真理子	加須市生涯学習部図書館課課長兼加須図書館長
4		かきぬま こ 柿沼 トミ子	埼玉県地域婦人会連合会会長
5		くろさわ たかこ 黒沢 貴子	埼玉県公民館連絡協議会副会長
6		てらだ たけお 寺田 竹雄	埼玉県市町村社会教育委員連絡協議会会長
7		ひが りな 比嘉 里奈	埼玉県PTA連合会会長
8		ひらの まさみ 平野 正美	株式会社テレビ埼玉東京支社次長

9		わたなべ 渡辺	みほ 穂美	独立行政法人国立女性教育会館研究国際室主任 研究員（併）研究国際室長（併）事業課長代理
10	家庭教育	いこま 生駒	しょうこ 章子	親の学校プロジェクト主宰
11	関係者	かとう 加藤	みゆき 美幸	埼玉県家庭教育振興協議会理事
12	学識経験者	おおにし 大西	れいこ 麗衣子	尚美学園大学准教授
13		かきぬま 柿沼	みつお 光夫	久喜市教育委員会教育長
14		きら 吉良	ひでとし 英敏	埼玉県議会文教委員会委員長
15		さかぐち 坂口	みどり 緑	明治学院大学教授
16		たかざわ 高澤	まもる 守	社会福祉法人昴経営企画室参与
17		ひろさわ 廣澤	けんいち 健一	一般社団法人埼玉県経営者協会専務理事
18		よつ 四ツ井	いひろあき 裕明	公益社団法人日本青年会議所関東地区 埼玉ブロック協議会会長

19	学識経験者 (公募委員)	かとう 加藤	あやこ 文子	ぶらっとほーむ～さいたま不登校ネットワーク ～代表
20		ひらさわ 平澤	かおる 香	平成国際大学特任教授

選出分野ごとに五十音順